

2024年3月7日

文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者 殿

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部国際奨学課

文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者（2024年4月進学者）の手続きについて


あなたは、留学生受入れ促進プログラム予約制度に基づく学習奨励費給付予約者（以下「予約者」という。）として決定されましたので、下記のとおり手続きくださるようお願いいたします。

なお、学習奨励費の給付期間は2024年4月から2025年3月までとなります。

記

1. 日本学生支援機構への入学先の報告

(1) 報告方法

JASSOへ報告 (オンライン)	日本学生支援機構のウェブサイト（下記参照）にアクセスしてあなたの入学先の学校名等の必要事項を入力してください。 ※報告にはあなたの予約者番号が必要です。
JASSO 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約者の手続きページ https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_j/shoreihi/yoyaku_eju/yoyakusha.html	
	

(2) 期限

2024年3月27日(水)

2. 入学先の学校への書類の提出

入学先の学校へ提出する書類	「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付予約決定通知書」のコピー
提出方法及び期限	入学した学校に確認して、提出してください。 ※学習奨励費の給付を受けるための条件については、入学先の学校の窓口で必ず確認してください。

(裏面へ)

3. 注意事項（2024年3月現在）

- (1) 予約者の権利は、以下の条件を満たさない場合は無効になります。
- ① 2024年4月に大学等に入学すること。
 - ② 前ページ1. 及び2. の手続きを行うこと。
- (2) 予約者であっても、以下の条件を満たさない場合は、学習奨励費が給付されません。
- ① 日本の大学学部、短期大学、高等専門学校（第3学年以上）、専修学校の専門課程に、それぞれ正規生として在籍すること。※大学院生は対象外です。
 - ② 学習奨励費受給者となるための条件を満たしており、在籍大学等から推薦されること。
 - ③ 大学等の留学生事務担当部署において、毎月在籍確認簿にサインを行うこと。

※上記②の条件について、以下のリンクにある「給付の要件 2. 条件」を必ず確認してください。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_j/shoreihi/about.html



- (3) 予約者として学習奨励費の受給が決定しても、以下の要件に該当した場合、給付が打ち切られることがあります。
- ① 上記3. (2) の条件①を満たさなくなったとき。
 - ② 提出書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき。
 - ③ 転学又は自主退学したとき。
 - ④ 停学、退学又は除籍その他在籍大学等からの処分を受けたとき。
 - ⑤ 在籍大学等の長から受給者の修学状況等が著しく不良であると報告されたとき。
 - ⑥ その他、受給者としての資格を失ったとき。

【問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 国際奨学課 学習奨励費担当

電話：03-5520-6030 FAX：03-5520-6031

住所：〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

メールアドレス：isoyoyaku@jasso.go.jp